

企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン)の改正(案)の概要

・企業内容等の開示に関する留意事項

連結財務諸表の適正性確保のための取組みについての有価証券届出書等への記載内容の明確化

有価証券届出書等提出会社が提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合において、当該取組みの具体的内容について明確化する。

(5 - 1 9 - 2)

・実施日

平成 21 年 10 月末頃を予定。